

お知らせ



市府民税課税(所得)証明書等の請求窓口について

6月は市府民税課税(所得)証明書などを請求される方が多く、かなりの時間をお待ちいただくことがあります。大阪市内の各区役所や出張所、各市税事務所でも市府民税課税(所得)証明書を請求することができますので、ぜひご利用ください。(大阪市サービスカウンターでは取り扱っておりません。)お急ぎでなければ郵便またはインターネットから請求することもできます。

詳しくは、大阪市ホームページをご覧ください。



問合せ ☎ 窓口サービス課 1階4番 ☎ 6715-9963 FAX 6715-9110

平成29年度 個人市・府民税の納税通知書を6月上旬に送付します

納期限

- 第1期…平成29年6月30日(金)
- 第2期…平成29年8月31日(木)
- 第3期…平成29年10月31日(火)
- 第4期…平成30年1月31日(水)

※上記の納期限までに納めてください。納期限を過ぎると延滞金が生じる場合があります。

※会社等にお勤めの方(給与所得者)には、勤務先を通じて税額決定通知書をお送りし、毎月の給与から個人市・府民税が差し引き(特別徴収)されます。

失業中の方等に対する減額・免除について
失業や大幅な所得減少の場合(自己都合退職、定年退職等を除く)で、一定の要件に該当する場合は、申請により減額・免除される場合があります。詳しくは、納税通知書同封のお知らせまたは大阪市ホームページ等をご覧ください。

問合せ なんば市税事務所 市民税等グループ(個人市民税担当) ☎ 4397-2953

「～しないさせない就職差別～」6月は「就職差別撤廃月間」です

就職の面接で、本人の家族の出身地や職業、思想・信条などについて質問することは、本人に責任のない事項や本来自由であるべき事項で応募者を判断することになり、就職差別につながるおそれがあります。

大阪府では、6月を「就職差別撤廃月間」と定め、啓発事業に取り組んでいます。就職の機会均等を保障することの大切さについて皆さんのご理解をお願いいたします。

就職差別 110番

採用面接時の差別について、相談、関係機関の紹介等を行います。

☎ 6210-9518

6月14日(水)～16日(金) 10:00～18:00

☎ rosei-g04@sbox.pref.osaka.lg.jp (Eメールでの相談受付は6月の当月間期間中)

問合せ 大阪府商工労働部 雇用推進室 ☎ 6941-0351 内線 6761

介護保険のお知らせ

介護保険利用者負担限度額認定証等の更新は6月30日(金)までに申請を

介護保険を利用して、介護保険施設などへの入所や短期入所をした場合の食費・居住費の負担軽減の認定証、および社会福祉法人などによる利用者負担軽減の確認証の有効期限は7月31日(月)です。更新を希望される方は、6月30日(金)までに申請を行ってください。必要な書類について、詳しくは担当までお問い合わせください。

負担限度額認定における審査判定の変更、申告事項及び添付書類について

平成28年度から、利用者負担段階2段階適用の要件に非課税年金収入額も勘案することとなり、『配偶者及び世帯全員が市町村民税非課税で、本人の合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金額が80万円以下の方』が該当することになります。非課税年金(遺族年金・障がい年金)を受給されておられる方は、年金収入額と基礎年金番号の申告が必要となりますので、年金振込通知書等の写しを添付してください。その他の必要な書類について、詳しくは担当までお問い合わせください。



問合せ ☎ 保健福祉課 2階22番 ☎ 6715-9859 FAX 6715-9967

講座

ボランティアデビュー講座 暮らしを支える活動編 無料

「助け合い活動」「有償ボランティア」…よく聞くけど、具体的にはどんなこと?自分ではちょっとした手助けが、誰かの「安心」につながります。

活動に参加することで、自分自身の健康づくりにつながることも…!

活動をはじめるときかけにしませんか?

とき

- 1回目 6月21日(水) 13:30～15:00
- 2回目 6月28日(水) 13:30～15:00

※2回連続講座です

ところ

小路会館・老人憩いの家(小路2-23-8)

内容

1回目

- ①「暮らしを支える活動」ってどんなこと?
- ②ボランティア活動体験ゲーム
- ③活動紹介

2回目

- ①活動紹介
- ②こんなことに困っています
- ③意見交換

対象 どなたでも

定員 30人

申込み 電話にて 問合せへ

主催 生野区社会福祉協議会、NPO法人フェリスモンテ、NPO法人ナルク大阪南いちようの会

問合せ 生野区社会福祉協議会 ☎ 6712-3101



国民健康保険料の決定通知書を送付します

平成29年度(平成29年4月から平成30年3月)国民健康保険料の決定通知書を、6月中旬に送付します。6月中旬に届かない場合はご連絡ください。なお、前年中所得が一定基準以下の世帯や、災害、退職や廃業等による所得の減少等で保険料を納めるのに困りの方は、保険料の軽減・減免ができる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

平成29年度の国民健康保険料は次の表により計算した金額が年間保険料となります。



	平成29年度国民健康保険料(年間)		
	医療分保険料	後期高齢者支援金分保険料	介護分保険料※
平等割保険料(世帯あたり)	32,896円	11,421円	10,264円
均等割保険料(被保険者あたり)	被保険者数×20,583円	被保険者数×7,147円	介護保険第2号被保険者数×8,678円
所得割保険料	被保険者(介護分保険料は介護保険第2号被保険者)ごとに平成28年中総所得金額-33万円		
	8.18%	2.83%	2.82%
最高限度額	54万円	19万円	16万円

※介護分保険料は、被保険者の中に40歳～64歳の方(介護保険第2号被保険者)がおられる世帯のみにかかります。

保険料の改定について

高齢化の進展や医療の高度化等による医療費の増等が見込まれる中で、受益と負担の適正化の観点から、収入に対する保険料の負担割合を府内市町村並みとなるよう、一人あたりの保険料(医療分・後期高齢者支援金分)を2.0%改定します。

問合せ ☎ 窓口サービス課 4階48番 ☎ 6715-9956 FAX 6717-1161

くらしの相談

区役所での各種無料相談 無料 ★印は(要予約)

(対象:市内在住の方)

内容	相談日	時間	受付
★法律相談(弁護士) 定員:第2火曜日24組 第3・4火曜日16組	6月13日(火) 20日(火) 27日(火)	13:00～17:00 1組 30分	当日9:00～16:00まで 電話予約 (申込先着順で定員になり次第受付は終了します) ☎ 6715-9683
行政相談	6月21日(水)	13:00～16:00 1階相談室で実施	15:00まで 1階相談室前で受付(先着順) ※待ち人数によっては、お断りする場合があります。
司法書士相談	6月8日(木)		
行政書士相談	6月15日(木)		
税務相談	6月2日(金) 7月7日(金)		
不動産相談	6月1日(木) 22日(木)	13:30～16:00 1階相談室で実施 ★16:00～17:00は事前予約者のみ	15:30まで1階相談室前で受付(先着順) ※待ち人数によっては、お断りする場合があります。 ☎ 0120-939-783
社会保険労務士相談	6月16日(金)		
就労相談	6月12日(月) 26日(月)		

問合せ ☎ 企画総務課 4階45番 ☎ 6715-9683 FAX 6717-1160

区民協働窓口 なんでも相談いらっしゃ～い

韓国・朝鮮語ができる相談員や手話通訳者もいます。無料 予約不要

とき 6月28日(水) 10:00～16:00 ところ 区役所 1階ロビー西側

問合せ 地域福祉アクションプラン推進委員会事務局(区社会福祉協議会内) ☎ 6712-3101 FAX 6712-3001